

令和6年度 放課後児童保育室のご案内

放課後児童保育室とは、保護者が就労等により常時留守家庭となっている小学校に就学中の児童が、放課後児童保育室支援員の保育のもと、授業の終了後にくつろぐ場であり、お互いにいたわり合い、助け合いながら生活する場です。

新座市では、17小学校区全てに放課後児童保育室を設置しております。

対 象

新座市に住民登録がある、又は市内公立小学校に通学する小学1年生から4年生までの集団保育が可能な児童

開室時間・期間等

平 日 市内公立小学校の放課後から午後7時まで

土曜日 午前8時から午後6時まで

学校休業日(市内公立小学校の学校休業日とし、春・夏・冬休み、県民の日、運動会・日曜参観日などの代休日) 午前8時から午後7時まで

※ 一日保育のときは、昼食の弁当を持参してください。

※ 台風、大雨、地震等の災害や学校、学級が閉鎖された場合等は休室することがあります。

入室条件

保護者が次のような事情にある家庭

- (1) 保護者の就労により、常時家庭での保育が受けられない場合
- (2) 保護者の疾病又は障がいにより、常時家庭での保育が受けられない場合
(出産又は育児休業での入室は不可)
- (3) 保護者が病人などの介護又は看護により、常時家庭での保育が受けられない場合
- (4) 保護者の就学により、常時家庭での保育が受けられない場合

※ (1)の就労時間は、週4日以上(月15日以上、日曜日を除く。)かつ1日5時間以上で、原則として午後4時以降に就労が終了することとします。

※ 実際の勤務時間で判断します。時短勤務等で午後4時前に終了する場合は、令和6年4月中に就労拡大が必要となります(保育園入園条件と異なりますので御注意ください。)

※ (3)及び(4)の「常時」とは、(1)の就労時間に準じるものとします。

※ 兄弟姉妹分を含め、保育料に未納がある場合は、入室できません。

保育料

同一世帯(一般的には父母)の市町村民税の所得割額等により決定します。

裏面に続きます。

入室の手続 令和6年4月1日入室の申請期間等

申請書類配布開始 令和5年9月27日(水)

配布場所 市役所保育課(新座市役所本庁舎2階)及び各放課後児童保育室
申請受付

郵送 申請書類配布後から令和5年11月22日(水)まで(必着)

※ 新規で入室する方は、電子申請による受付も開始予定です。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

窓口 令和5年11月14日(火)から22日(水)まで

時間 午前9時から午後4時まで

場所 市役所本庁舎2階 203・204会議室

※ 18日(土)及び19日(日)は、午前9時から午後4時まで受け付けします。

受付場所は、市役所本庁舎2階保育課です。

※ 出張所及び放課後児童保育室では申請できません。

申請に必要な書類

- (1) 入室申請書
- (2) 家庭状況申告書
- (3) 口座振替依頼書
- (4) 保育を必要とする事由の説明書類(就労(内定)証明書・診断書・介護状況申告書等)
- (5) 保育料を算定するための税書類(令和5年1月1日時点で新座市在住でなかった方のみ)

詳しくは、9月27日(水)から市役所保育課及び各放課後児童保育室で配布(市ホームページ掲載予定)する「令和6年度新座市放課後児童保育室 入室のご案内」を御確認ください。

各保育室の管理・運営者

市では放課後児童保育室は、指定管理者による管理運営を行っています。

令和6年4月から指定管理者を変更する予定の保育室があります。入室要件や保育の内容等に変更はありません。

【 社会福祉法人新座市社会福祉協議会 】

大和田小、第四小、八石小、野寺小、新堀小、石神小、栄小、栗原小、
(令和6年3月まで)片山小、池田小、陣屋小

【 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 】

西堀小、新座小、東北小、東野小、野火止小、新開小
(令和6年4月から)片山小、池田小、陣屋小



問合せ先

新座市役所保育課放課後児童保育係
(新座市役所本庁舎2階)

電話 048-423-2735(直通)